○修正条例骨格案

章	条例要綱の項目	規定する内容（案）
第１章　総則	目的	こどもの権利を保障し、こどもが安心して自分らしく成長できるまちを実現する。
	基本理念	こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える。
	基本原則	差別されないこと、意見・意思が尊重されること、自分らしく成長できることなどを基本とする。
第２章　こどもの権利と声	こどもの権利	こどもが一人の人として大切にされ、安心して育ち、学び、遊び、生活する権利を保障する。
	意見を表明する機会	こどもが自分の意見や気持ちを表明できる機会を確保する。
	意見の尊重・反映	こどもの意見を尊重し、市の施策等に反映するとともに、その結果をこどもに分かりやすく伝える。
	参画・権利を知る機会	こどもが自分やまちに関わることに参画し、こどもの権利や相談先等を知る機会を確保する。
第３章　家庭で安心して育つ	家庭での育ち	家庭をこどもが安心して育つための大切な場として捉える。
	家庭への支援	家庭が安心して子育てできるよう、必要な支援を行う。
	家庭の孤立防止	家庭が孤立せず、必要な相談・支援につながる環境を整える。
	家庭だけで抱え込まない子育て	子育てや教育、養育等の負担を家庭だけで抱え込まず、必要な支援につながる環境を確保する。
第４章　学校で安心して学ぶ	学ぶ権利と多様な学び	こどもが安心して学ぶことができる環境を整え、不登校等を含め、多様な学び方・学びの場を尊重する。
	学校での安全・安心	こどもが安心して学校生活を送ることができる環境を確保する。
	いじめ・虐待等の防止	いじめ、虐待等の人権侵害を防止し、早期発見・迅速な対応を行う。
	重大な事案への対応	重大な事案について、記録、情報共有、説明、検証、再発防止等を適切に行う。
	相談・SOS	こどもが困ったときに相談しやすく、必要な支援につながる環境を整える。
第５章　地域で遊び、育ち、つながる	遊び・スポーツ・体験	遊び、外遊び、スポーツ、文化、自然等に触れる多様な機会を確保する。
	居場所	こどもが安心して過ごせる多様な居場所を確保する。

章	条例要綱の項目	規定する内容（案）
	体験の機会	家庭環境等による体験格差に配慮し、多様な体験機会を確保する。
	芦屋とのつながり	歴史、文化、自然、地域とのふれあいを通じ、芦屋への愛着を育む機会を大切にする。
	地域の大人とのつながり	こどもが多様な価値観や仕事等に触れ、信頼できる大人と出会える環境を整える。
第 6 章　どこにいても安全・安心に暮らす	こどもの安全・安心	家庭、学校、地域など、こどもが生活する場において、安全・安心な環境を確保する。
	人権の保障	こどもの人権が守られ、安心して生活できる環境を整える。
	インターネット等における安全	インターネット上のトラブル等からこどもを守るための取組を推進する。
	生活環境の安全	交通安全、防犯、災害等、こどもの安全な生活環境を確保する。
第 7 章　困難な状況にあるこども・若者を支える	包括的な支援	困難を抱えるこども・若者に対し、年齢や状況に応じて切れ目なく支援する。
	個別の状況への配慮	不登校、発達特性、メンタルヘルス、ヤングケアラー等、それぞれの状況に応じた支援を行う。
	支援につながる環境	こどもや家庭が SOS を出しやすく、必要な支援につながる環境を整える。
	多機関の連携	学校、家庭、地域、行政、関係機関等が連携して支援する。
第８章　地域全体でこどもを支える	地域の役割	家庭、学校、地域住民、地域団体等がそれぞれの役割を担い、地域全体でこどもを育てる。
	地域の担い手	こどもに関わり、支える地域の大人を増やす取組を推進する。
	地域との交流	地域行事、文化、自然等を通じて、こどもと地域とのつながりを育む。
	市の責務	市は、こどもの権利を保障し、こども施策を総合的・計画的に推進する。
	全庁的・関係機関との連携	市の各部局、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等が連携してこども施策を推進する。
	施策への意見反映・情報提供	こどもの意見を聴き、施策に反映するとともに、こどもにも分かりやすく情報提供する。
	推進・検証	条例に基づく取組の実施状況を把握・検証し、必要に応じて改善する。

＜修正条例骨格案の構造＞

・第１・２章：こどもをどう捉えるか （権利、意見、主体性を示す。）
・第３～５章：こどもがどこで、どう育つか （家庭 → 学校 → 地域という、こどもの生活の場を軸）
・第６～８章：その育ちをどう支えるか（ 「安全を守る」→「困ったときに支える」→「みんなで支える」という構造 ）

＜前回委員会（9 月 16 日）での主な意見への対応＞

○「こどもが大切にされる」の具体化

・「こどもが大切にされる」とは何かを、「こどもの権利」や「基本理念・基本原則」の中で、「一人の人として大切にされる」「安心して育ち、学び、遊び、生活する」「差別されない」「意見・意思が尊重される」など、条例の中で具体的な姿が分かる構成とした。

○章立て・構成をシンプルで分かりやすく

・章数を整理し、「こどもの権利と声」→「家庭」→「学校」→「地域」→「安全・安心」→「困難な状況」→「地域全体」という、こどもの生活場面を意識した構成とした。
・特に第３章を「家庭で安心して育つ」、第４章を「学校で安心して学ぶ」、第５章を「地域で遊び、育ち、つながる」とし、こどもの一日の生活場面がイメージしやすい構成にした。

○「芦屋市らしい条例に」

・芦屋らしさを条例の独自項目として、「芦屋とのつながり」として、歴史・文化・自然・地域とのふれあいを通じて、芦屋への愛着を育む機会を大切にする内容としている。
・また、「地域の大人とのつながり」を設け、こどもが多様な価値観や仕事に触れ、信頼できる大人と出会える環境を位置付けている。

○「安全・安心」を具体化

・「安全・安心」を一つの抽象的な言葉だけで終わらせず、「こどもの安全・安心」「人権の保障」「インターネット等における安全」「生活環境の安全」に分けて整理した。
・家庭・学校・地域などでの安全、人権、ネット上のトラブル、交通安全・防犯・災害など、「何からこどもを守るのか」が見える構成とした。

○「地域全体の中でのこどもの位置付けと地域の役割を明確に」

・第８章を「地域全体でこどもを支える」とし、地域の役割・地域の担い手・地域との交流を位置付けた。
・家庭、学校、地域住民、地域団体などがそれぞれの役割を担い、地域全体でこどもを育てるという構図を示した。
・さらに、「市の責務」「全庁的・関係機関との連携」を置き、「地域だけに任せる」のではなく、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組む構成とした。